

内閣府、総務省、法務省、  
○外務省、財務省、文部科学省、  
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、環境省、防衛省、  
令第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百七十二号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 鈴木 淳司

法務大臣 小泉 龍司

外務大臣 上川 陽子

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 盛山 正仁

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 宮下 一郎

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

防衛大臣 木原 稔

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、  
外務省、財務省、文部科学省、  
厚生労働省、農林水産省、  
国土交通省、環境省、  
経済産業省、令

第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">（用語）</p> <p>第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">（用語）</p> <p>第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ</p>

による。

一〇六 (略)

七 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」とは、非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を電気に変換することにより削減がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

八 (略)

による。

一〇六 (略)

七 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」とは、非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第四条第二項において「高度化法」という。）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を電気に変換することにより削減がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

八 (略)

---

(報告の方法等)

第四条 (略)

2ゝ4 (略)

5|| 第二項第四号及び第三項第三号に掲げる事項  
の報告は、算定省令別表第一の二九の項から三  
五の項までの第二欄に掲げる燃料ごとに特定事  
業所排出者において行われた当該燃料の使用に  
伴って発生する二酸化炭素の量を合算する方法  
により算定される当該物質の排出量に一を乗じ  
て得た量及び当該特定事業所排出者において行  
われた令第七条第一項第一号イに規定する方法  
により算定されるエネルギーの使用に伴って発

---

(報告の方法等)

第四条 (略)

2ゝ4 (略)

(新設)

---

生する当該物質の量（算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴って発生する当該物質の量を除く。）に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

6 | 第二項第五号及び第三項第四号に掲げる事項の報告は、特定事業所排出者において行われた廃棄物の焼却（熱回収）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収を行う。）を行うものに限る。以下この項において同じ。）に伴って発生する二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。）の

---

5 | 第二項第五号及び第三項第四号に掲げる事項の報告は、特定事業所排出者において行われた次の各号に掲げる二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。）の排出を伴う事業活動の区分に応じ当該各号に定める量を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量及び当該特定事業所排出者において行われた令別表第七の中欄に掲げる

---

---

排出量に一を乗じて得た量及び当該特定事業所排出者において行われた令別表第七の中欄に掲げる当該物質の排出を伴う事業活動（廃棄物の焼却を除く。）の区分に応じ同表の下欄に掲げる量（廃棄物の焼却に伴って発生する当該物質の量を除く。）を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

（削る）

---

当該物質の排出を伴う事業活動（次の各号に掲げるものを除く。）の区分に応じ同表の下欄に掲げる量（当該各号に定める量を除く。）を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

一|| 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は算定省令第三条第十三項各号に掲げる用途への使用 令別表第七の六の項の下欄のイに掲げる量

(削る)

7 | 5 | 9 |  
(略)

第四条の二 前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九

二 廃棄物燃料の使用 令別表第七の六の項の下欄のロに掲げる量

6 | 5 | 8 |  
(略)

第四条の二 前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下この項において同じ。）の種別、非化石証



号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この項及び第二十条の二第一項において同じ。）のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に定める熱の量に同号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第二号に定める熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。

書に係る電力の量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気量のうち電気事業者（高度化法第二条第一項第一号に掲げる電気事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に調整後排出係数（第二十条の二に規定する調整後排出係数をいう。）のうち当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

---

）のものを乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下この項において同じ。）の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者（電気事業法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う小売供給の

---

---

用に供する電気として供給されたものの量に第  
二十条の二第一項に規定する調整後排出係数の  
うち当該電気を供給する電気事業者又は登録特  
定送配電事業者のものを乗じて得られる量その  
他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情  
報についての事業所管大臣に対する説明と併せ  
て行うものとする。

2・3 (略)

第五条 次に掲げる算定方法又は係数を用いて温  
室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排  
出者が行う法第二十六条第一項の規定による報  
告は、当該算定方法又は係数についての事業所

---

2・3 (略)

第五条 次に掲げる算定方法又は係数を用いて温  
室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排  
出者が行う法第二十六条第一項の規定による報  
告は、当該算定方法又は係数についての事業所

---

管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一 令第七條第一項第一号イ(2)及び別表第七から別表第十三までの下欄に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

二 算定省令第二條第一項、第二項及び第四項並びに第三條から第八條の二までに定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

三 算定省令第二條第三項、第五項及び第六項第二号に定める係数

2・3 (略)

第十四條 次に掲げる算定方法又は係数を用いて

管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一 令第七條第一項第一号イ(1)及び(3)並びに別表第七から別表第十三までの下欄に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

二 算定省令第二條第一項から第三項まで及び第六項並びに第三條から第八條の二までに定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

三 算定省令第二條第四項に定める係数

2・3 (略)

第十四條 次に掲げる算定方法又は係数を用いて

---

温室効果ガス算定排出量を算定した特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一 令第七條第一項第一号ロ(2)及びハ(2)並びに算定省令第九條第一号に定める算定方法と異なる算定方法

二 算定省令第二條第三項及び第五項に定める係数

三 算定省令第二條第四項に定める係数と異なる係数

2・3 (略)

---

温室効果ガス算定排出量を算定した特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一 令第七條第一項第一号ロ(1)及びハ並びに算定省令第九條第一号に定める算定方法と異なる算定方法

二 算定省令第二條第四項に定める係数

三 算定省令第二條第六項及び第七項に定める係数と異なる係数

2・3 (略)

---

(調整後排出係数の公表)

第二十条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するため、電気事業者ごとに調整後排出係数(他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であつて、電気事業者における国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量のうち適切と認められるものの取得等を反映したものをいう。以下この項において同じ。)及び当該調整後排出係数を求めるために必要となつた情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該調整後排出

(調整後排出係数の公表)

第二十条の二 環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するため、電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この条において同じ。)ごとに調整後排出係数(他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であつて、電気事業者における国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量のうち適切と認められるものの取得等を反映したものをいう。以下

---

係数を公表するものとする。

2||

環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するため、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下この項において同じ。）ごとに調整後排出係数（他人から供給された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であつて、ガ

---

この条において同じ。）及び当該調整後排出係数を求めるために必要となつた情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該調整後排出係数を公表するものとする。

（新設）

---

事業者における国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量のうち適切と認められるものの取得等を反映したものをいう。以下この項において同じ。）及び当該調整後排出係数を求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該調整後排出係数を公表するものとする。

### 3||

環境大臣及び経済産業大臣は、事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するため、熱供給事業者ごとに調整後排出係数（他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であって、熱供給事業者における国内認証排出削

（新設）



---

減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量のうち適切と認められるものの取得等を反映したものをいう。以下この項において同じ。）及び当該調整後排出係数を求めるために必要となった情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該調整後排出係数を公表するものとする。

---

様式第1 (第4条関係)

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 (地方支分部局長) 殿

報告者

(法人番号) 住 所 〒  
(法人番号) 氏名又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号、以下「法」という。) 第25条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード										
特定事業者番号、特定産廃処理事業者番号、認定管理施設事業者番号、管理関係事業者番号										
(5) 特定排出者の名称 (前回の報告における名称)										
(5) 所在地	〒	—	都道	市区						
			府県	町村						
商 標 又 は 商 号 等										
特定排出者の主たる事業				事業コード						
特定排出者の主たる事業を所管する大臣										
特定排出者において常時使用される従業員の数										
温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量	第1表、第2表及び別添のとおり									
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)				1. 有	2. 無			
	2. 無					2. 無				
担当者 (問合せ先)	部 署									
	(ふりがな) 氏 名									
	電 話 番 号									
收受年月日	年 月 日	※処理年月日	年 月 日							

備考 1 本報告書は、特定排出者ごとに作成すること。  
2 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された

様式第1 (第4条関係)

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 (地方支分部局長) 殿

報告者

(法人番号) 住 所 〒  
(法人番号) 氏名又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号、以下「法」という。) 第26条第1項及び第2項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード										
特定事業者番号、特定産廃処理事業者番号、認定管理施設事業者番号、管理関係事業者番号										
(5) 特定排出者の名称 (前回の報告における名称)										
(5) 所在地	〒	—	都道	市区						
			府県	町村						
商 標 又 は 商 号 等										
特定排出者の主たる事業				事業コード						
特定排出者の主たる事業を所管する大臣										
特定排出者において常時使用される従業員の数										
温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量	第1表、第2表及び別添のとおり									
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)				1. 有	2. 無			
	2. 無					2. 無				
担当者 (問合せ先)	部 署									
	(ふりがな) 氏 名									
	電 話 番 号									
收受年月日	年 月 日	※処理年月日	年 月 日							

備考 1 本報告書は、特定排出者ごとに作成すること。  
2 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された

- 3 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理施設事業者番号、管理関係事業者番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合は変更された場合のみ記載すること。
- 4 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
- 5 特定排出者が連鎖化事業者に該当する場合は、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
- 6 特定排出者の主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定排出者においては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 7 特定排出者において常時雇用される従業員の数については、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日）における人数を記載すること。
- 8 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
- 9 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 10 ※の欄には、記載しないこと。
- 11 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

- 3 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理施設事業者番号、管理関係事業者番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 4 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
- 5 特定排出者が連鎖化事業者に該当する場合は、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
- 6 特定排出者の主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定排出者においては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 7 特定排出者において常時雇用される従業員の数については、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日）における人数を記載すること。
- 8 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
- 9 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 10 ※の欄には、記載しないこと。
- 11 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

【特定排出者単位の報告】

排出年度： 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	温室効果ガス算定排出量			
		①エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (②を除く)	②炭素物の原料燃料使用に伴うエネルギー起源 CO <sub>2</sub>	③非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (④を除く)	④炭素物の原料燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>
-	特定排出者全体	①	②	③	④
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑤	⑥	⑦	⑧
1	事業の名称	①	②	③	④
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑤	⑥	⑦	⑧
2	事業の名称	①	②	③	④
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑤	⑥	⑦	⑧
3	事業の名称	①	②	③	④
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑤	⑥	⑦	⑧

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

【特定排出者単位の報告】

排出年度： 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	温室効果ガス算定排出量				
		①エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	②非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (③を除く)	③炭素物の原料燃料使用に伴うエネルギー起源 CO <sub>2</sub>	④メタン	⑤N <sub>2</sub> O
-	特定排出者全体	①	②	③	④	⑤
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	事業の名称	①	②	③	④	⑤
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2	事業の名称	①	②	③	④	⑤
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
3	事業の名称	①	②	③	④	⑤
		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。  
 2 番号1から3までの順に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（業分類）ごとする。また、事業分類が4分類以上になる場合は、項の追加を行うこと。  
 3 ①～⑤の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。  
 ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量  
 ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び③を除く。）  
 ③ 炭素物の原料燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量  
 ④ メタンの温室効果ガス算定排出量  
 ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量  
 ⑥ ヘドトロフロロカーボンの温室効果ガス算定排出量  
 ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量  
 ⑧ 六フッ化硫黄の温室効果ガス算定排出量  
 ⑨ 三酸化硫黄の温室効果ガス算定排出量  
 ⑩ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（京都引当量分割前）  
 4 ⑥の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。  
 (1) 原料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

- 2 番号1から3までの項は、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本経済産業分類（業分類）こととする。また、事業分類が4分類以上なる場合は、項の追加を行うこと。
  - 3 ①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
    - ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）
    - ② エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原燃料使用に伴って発生するものの量
    - ③ 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①、②及び③を除く。）
    - ④ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）
    - ⑤ メタン<sup>1)</sup>の温室効果ガス算定排出量
    - ⑥ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
    - ⑦ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
    - ⑧ ハーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
    - ⑨ 六フッ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
    - ⑩ 三フッ化窒素の温室効果ガス算定排出量
  - 4 ⑩の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
    - (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の原燃料使用に伴って発生するものを除く。）
    - (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
    - (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
  - 5 ⑩の量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
    - 1及び第3表の2にも必要事項を記載すること。⑩の量に、備考の4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加え、第3表の3及び第3表の4にも必要事項を記載すること。⑩の量に、備考の4(3)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加え、第3表の5及び第3表の6にも必要事項を記載すること。
  - 6 ⑩の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
    - (1) 廃棄物の燃料としての使用
    - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
  - 7 ⑩の欄には、廃棄物の焼却（焼却炉に発生する熱を回収するものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
  - 8 ⑦及び⑧の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン<sup>2)</sup>である物質の温室効果ガス算定排出量及びハーフフルオロカーボン<sup>2)</sup>である物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
  - 9 ⑩の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電炉又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
  - 10 ⑩の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）。
  - 11 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化及び省エネルギーへの取組等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	tCO <sub>2</sub> e

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

- (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 ⑩の量に、備考の4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加え、第3表の1及び第3表の2にも必要事項を記載すること。
- 6 ⑩の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
  - (1) 廃棄物の使用（当該廃棄物の燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
    - イ 廃コムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
    - ロ 廃プラスチック類を高炉において還元を還元するために使用する用途
    - ハ 廃プラスチック類をコーラス炉において自らの使用に係るコーラス又は炭化木素油を製造するために使用する用途
  - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 7 ⑦及び⑧の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン<sup>2)</sup>である物質の温室効果ガス算定排出量及びハーフフルオロカーボン<sup>2)</sup>である物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 8 ⑩の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電炉又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 9 ⑩の欄には、備考の4(1)に掲げる量を記載すること。
- 10 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化及び省エネルギーへの取組等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	tCO <sub>2</sub> e

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。



第3表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		
t-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

第3表の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		
t-CO <sub>2</sub> /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

第3表の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の非排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		
1-CO <sub>2</sub> /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の非排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		
t-CO <sub>2</sub> /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。





第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t-CO <sub>2</sub>
～		t-CO <sub>2</sub>
～		t-CO <sub>2</sub>
～		t-CO <sub>2</sub>
合計量		t-CO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
  - 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
  - 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
  - 4 クレジット特定番号等の種別には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号、クレジットプロダクトのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
  - 5 無効化日又は移転日の欄には、排出削減量無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
  - 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
  - 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
  - 2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量制度において認定された量を記載すること。
  - 3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
  - 4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t-CO <sub>2</sub>
～		t-CO <sub>2</sub>
～		t-CO <sub>2</sub>
～		t-CO <sub>2</sub>
合計量		t-CO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
  - 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
  - 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
  - 4 クレジット特定番号等の種別には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号、クレジットプロダクトのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
  - 5 無効化日又は移転日の欄には、排出削減量無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
  - 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
  - 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合計量		t-CO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
  - 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
  - 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（国別記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットプロダクトのユニット開始番号、クレジットプロダクトのユニット終了番号、アロケータ番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減量を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
  - 4 無効化日の欄には、排出削減量無効化を行った日付を記載すること。
  - 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日	無効化量
識別番号		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
		t-CO <sub>2</sub>
合 計 量		t-CO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
  - 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上なる場合には、表の追加を行うこと。
  - 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（削減記号、オストロ国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットプロダクトのユニット開始番号、クレジットプロダクト終了番号、プロダクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
  - 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
  - 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	MWh	t-CO <sub>2</sub> /MWh		t-CO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
  - 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
  - 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るもの量を記載すること。
  - 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上なる場合には、表の追加を行うこと。
  - 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

第5表の4 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種別	非化石証書の量	全国平均係数	補正率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	MWh	t-CO <sub>2</sub> /MWh		t-CO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
  - 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
  - 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るもの量を記載すること。
  - 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上なる場合には、表の追加を行うこと。
  - 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

第5表の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	MWh	t-CO <sub>2</sub> /MWh		t-CO <sub>2</sub>

- 備考
- 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
  - 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
  - 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るもの量を記載すること。
  - 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上なる場合には、表の追加を行うこと。
  - 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

第6表 特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号 (指定区分)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において 行われる事業	
			事業コード	事業の名称
1 (第 種)		〒		
2 (第 種)		〒		
3 (第 種)		〒		
4 (第 種)		〒		
5 (第 種)		〒		
6 (第 種)		〒		
7 (第 種)		〒		
8 (第 種)		〒		
9 (第 種)		〒		
10 (第 種)		〒		

備考 1 本表には、特定排出者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。  
 2 エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。  
 3 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の種別欄に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうち的主たる事業を記載すること。  
 4 本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。

第6表 特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号 (指定区分)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において 行われる事業	
			事業コード	事業の名称
1 (第 種)		〒		
2 (第 種)		〒		
3 (第 種)		〒		
4 (第 種)		〒		
5 (第 種)		〒		
6 (第 種)		〒		
7 (第 種)		〒		
8 (第 種)		〒		
9 (第 種)		〒		
10 (第 種)		〒		

備考 1 本表には、特定排出者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。  
 2 エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。  
 3 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の種別欄に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。  
 4 本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。



【別紙】 特定事業所単位の報告

提出年度： 年度

事業所番号			
事業所の名称 (前回の報告における名称)			
(ふりがな) 所在地	〒	都道府県	市区町村
事業所において行われる事業			
特定排出者コード			※
都道府県コード	事業コード		
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号			
温室効果ガス算定排出量 別紙第1表のとおり			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
担当者 (問合せ先)	部署	氏名	
		電話番号	

- 備考
- 1 本別紙は、第6表に記載する事業所ごとに作成すること。
  - 2 事業所番号の欄には、第6表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
  - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
  - 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうち的主たる事業を記載すること。
  - 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
  - 6 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
  - 7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

【別紙】 特定事業所単位の報告

事業所番号			
事業所の名称 (前回の報告における名称)			
(ふりがな) 所在地	〒	都道府県	市区町村
事業所において行われる事業			
特定排出者コード			※
都道府県コード	事業コード		
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号			
温室効果ガス算定排出量 別紙第1表のとおり			
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
担当者 (問合せ先)	部署	氏名	
		電話番号	

- 備考
- 1 本別紙は、第6表に記載する事業所ごとに作成すること。
  - 2 事業所番号の欄には、第6表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
  - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
  - 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
  - 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
  - 6 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
  - 7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

事業所番号	
-------	--

別添第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量		温室効果ガス算定排出量		温室効果ガス算定排出量	
①エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (②を除く)	②建築物の原料使用に伴うエネルギー起源 CO <sub>2</sub>	③非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (④を除く)	④建築物の原料使用に伴うエネルギー起源 CO <sub>2</sub>	⑤SF <sub>6</sub>	⑥N <sub>2</sub> O (⑦を除く)
t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
⑦HFC	⑧PFC	⑨NF <sub>3</sub>	⑩エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (⑪を除く)	⑪エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (⑫を除く)	⑫SF <sub>6</sub>
t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
⑬HFC	⑭PFC	⑮NF <sub>3</sub>	⑯エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (⑰を除く)	⑰エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (⑱を除く)	⑱SF <sub>6</sub>
t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>

備考 1

- ①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
  - エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (②を除く)
  - エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原料使用に伴って発生するもの量
  - 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (①、②及び③を除く)
  - 建築物の原料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (②を除く)
  - メタンの温室効果ガス算定排出量
  - 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
  - ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
  - ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
  - 六フッ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
  - 三フッ化窒素の温室効果ガス算定排出量
  - エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (⑩を除く)
  - ①の欄には、次に掲げる量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く) の合計量を記載すること。
    - 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (廃棄物の原料使用に伴って発生するものを除く)
    - 他、いかなる供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
    - ①の量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別添第2表の1にも必要事項を記載すること。①の量に、備考の2(ロ)に掲げられる場合は、本表に加えて別添第2表の2にも必要事項を記載すること。①の量に、備考の2(ハ)に掲げられる場合は、本表に加えて別添第2表の3にも必要事項を記載すること。
  - ②の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (他人への熱の供給に係るものを除く)
    - 廃棄物の燃料としての使用
    - 廃棄物を原料とする燃料の使用
  - ③の欄には、廃棄物の焼却 (焼却炉) で発生する熱を回収するものに限る。) に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
  - ④及び⑤の欄には、地熱顕在化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びビニルクロロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
  - ⑥の欄には、本報告に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
  - ⑦の欄には、本報告に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
  - ⑧の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること (他人への電気又は熱の供給に係るものを含む)。
  - 本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②及び⑩の欄には記載する必要はないこと。

事業所番号	
-------	--

別添第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量		温室効果ガス算定排出量		温室効果ガス算定排出量	
①エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	②非エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (③を除く)	③建築物の原料使用に伴うエネルギー起源 CO <sub>2</sub>	④メタン	⑤N <sub>2</sub> O	⑥エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (⑦を除く)
t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
⑧HFC	⑨PFC	⑩SF <sub>6</sub>	⑪NF <sub>3</sub>	⑫エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (⑬を除く)	⑬SF <sub>6</sub>
t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
⑭HFC	⑮PFC	⑯NF <sub>3</sub>	⑰エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (⑱を除く)	⑱エネルギー起源 CO <sub>2</sub> (⑲を除く)	⑲SF <sub>6</sub>
t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>

備考 1

- ①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
  - エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
  - 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (①及び②を除く)
  - 建築物の原料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
  - メタンの温室効果ガス算定排出量
  - 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
  - ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
  - ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
  - 六フッ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
  - 三フッ化窒素の温室効果ガス算定排出量
  - エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (⑩を除く)
  - ①の欄には、次に掲げる量 (他人への電気又は熱の供給に係るものを除く) の合計量を記載すること。
    - 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
    - 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
    - ①の量に、備考の2(ロ)に掲げられる場合は、本表に加えて別添第2表にも必要事項を記載すること。①の量に、備考の2(ハ)に掲げられる場合は、本表に加えて別添第2表の3にも必要事項を記載すること。
  - ①の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量 (他人への熱の供給に係るものを除く)
    - 廃棄物の燃料 (当該廃棄物の原料とする燃料を除く。) について記載の用に供される場合に限る。) 又は次に掲げる用途への使用
      - 廃棄物の燃料としての使用
      - 廃棄物を原料とする燃料の使用
      - 廃棄物を原料とする燃料の使用
      - 廃棄物を原料とする燃料の使用
    - 廃棄物の焼却 (焼却炉) で発生する熱を回収するものに限る。) に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
    - ④及び⑤の欄には、地熱顕在化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びビニルクロロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
    - ⑥の欄には、本報告に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
    - ⑦の欄には、備考の2(ロ)に掲げられる量を記載すること。
    - 本報告に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
    - ⑧の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること (他人への電気又は熱の供給に係るものを含む)。
    - 本報告に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
    - ⑨の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること (他人への電気又は熱の供給に係るものを含む)。
    - 本報告に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
    - ⑩の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること (他人への電気又は熱の供給に係るものを含む)。
    - 本報告に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。

事業所番号	
-------	--

別紙第2表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
1-CO <sub>2</sub> /千 <sup>3</sup>	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第2表の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
1-CO <sub>2</sub> /A/kWh	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第2表の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
1-CO <sub>2</sub> /GJ	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の1に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の2に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の3に記載すること。

事業所番号	
-------	--

別紙第2表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
1-CO <sub>2</sub> /kWh	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

別紙第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。  
2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表に記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この命令による改正後の規定は、令和六年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第一項の規定による報告について適用する。

- 3 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下この項において「報告命令」という。）第四条第二項第四号から第十二号まで及び第三項第三号から第十号までに掲げる事項については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日前に報告命令第三条各号に規定する算定排出量算定期間が開始した場合であつて、やむを得ない理由がある場合には、概算で報告することができる。